

取引報告書等の書面の電磁的方法による交付等取扱約款

第1条（目的）

この約款は、百五証券株式会社（以下、「当社」といいます。）からお客さまへの書面の交付等に代えて、当該書面に記載すべき事項（以下、「記載事項」といいます。）を電子情報処理組織（当社の使用に係る電子計算機と、お客さまの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下、「電磁的方法」といいます。）により提供するサービス（以下、「電子交付サービス」といいます。）の取扱いについて定めたものです。

第2条（電子交付方法）

- 1 当社は、紙媒体による対象書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により、当該書面に記載すべき事項（以下、「記載事項」といいます。）をお客さまへ提供するものとします。ただし、交付方法は対象書面ごとに当社が定める方法とします。
 - (1) 当社の使用にかかる電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を、電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法
 - (2) 当社の使用にかかる電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供し、当該お客さまの使用にかかる電子計算機に備えられた顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法
 - (3) 当社の使用にかかる電子計算機とお客さまの使用にかかる電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、顧客の使用にかかる電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法
- 2 電子交付サービスにおいて、書面の記載事項を記録する閲覧ファイルは、PDF ファイルとします。
- 3 電子交付等を受けるためには、当社が推奨するバージョン以上の Adobe Reader 等の PDF ファイル閲覧用ソフト、および推奨するバージョン以上のブラウザソフトが必要です。これらの準備はお客さまの負担と責任において行っていただきます。
- 4 記載事項を顧客ファイルに記録した際には、その旨をお客さまに対し電子メールにて通知します。

第3条（対象となる書面の種類）

- 1 電子交付サービスの対象となる書面は、金融商品取引法等の法令・諸規則等において電磁的方法による交付が認められる書面を含む、次の各号に掲げる書面とします。

- (1) 取引報告書、取引残高報告書およびこれらに準ずる書面
 - (2) 目論見書、目論見書補完書面、運用報告書およびこれらに準ずる書面
 - (3) その他当社が電子交付により提供することを定めた書面
- 2 電子交付サービスの対象となる書面を変更する場合は、事前に当社ホームページ等に掲載する方法その他当社所定の方法にてお客さまに通知します。

第4条（電子交付サービスの利用）

- 1 電子交付サービスは、この約款の内容について承諾のうえお申込み、かつ当社所定の方法において手続きを行ったお客さまが利用できるものとします。
- 2 お客さまは、前条が定める書面の全部または一部を電子交付サービスの対象として申込むことができるものとします。
- 3 電子交付サービスの利用開始後は、電子交付サービスの対象である書面については郵送にて交付しないものとします。

第5条（電子交付サービスにおける取扱い）

お客さまは、電子交付サービスについて、次の取扱いに同意するものとします。

- (1) 電子交付サービスにより交付された書面（以下、「電子書面」といいます。）について、紙媒体での再交付は行われません。（作成基準日が到来し電子交付することが確定している書面も含まれます）
- (2) 紙媒体により交付された対象書面について、電子書面での再交付は行われません。（電子交付サービス利用開始前に作成基準日が到来し紙媒体で交付することが確定している書面も含まれます）

第6条（例外交付）

お客さまが電子交付サービスのお申込みをされた場合であっても、法令の変更、監督官庁の指示、その他当社が必要と判断したときには、電子交付サービスによらず、書面により記載事項の交付等を行うことがあります。

第7条（電子交付サービスの終了）

以下のいずれかに該当する場合は、お客さまに対する電子交付サービスは終了するものとします。

- (1) お客さまが当社所定の方法により電子交付サービスの利用中止の申出をした場合
- (2) お客さまが当社の証券総合口座または法人口座を解約した場合
- (3) 当社がお客さまに対し電子交付サービスの利用中止を申出た場合
- (4) 当社の判断によりお客さまによる電子交付サービスの利用を制限または中止した場合
- (5) 電子交付サービスを受けられる通信機器、通信回線または閲覧環境等を保有しなくなった場合等、お客さまが記載事項を閲覧できない状況にあると当社が判断した場合
- (6) 当社の判断により、すべてのお客さまに対し電子交付サービスの提供を終了した場合

第8条（電子交付サービスの変更）

当社は、あらかじめ当社ホームページ等により変更内容を通知した場合は、電子交付サービスによる対象書面の交付方法および形式等を変更することができるものとします。

第9条（電子交付サービスの停止）

当社は、電子交付サービスの緊急点検の必要性その他の合理的理由に基づき、お客さまにあらかじめ通知することなく、電子交付サービスの全部または一部を停止することがあります。

第10条（免責事項）

当社は、次に掲げる事項により生じるお客さまの損害については、その責を負わないものとします。

- (1) 通信機器、通信回線、インターネット、コンピュータ（ハード、ソフト）等のシステム機器等の障害もしくは瑕疵、これらを通じた情報伝達システム等の障害もしくは瑕疵、または第三者による妨害、侵入、情報改変等により、電子交付サービスの全てもしくは一部の提供ができなくなったことにより発生した損害
- (2) 電子交付サービスの利用に関し、次に掲げる場合により生じた損害
 - イ ログインパスワード、取引パスワード、ワンタイムパスワードまたはメールで送信される認証コード、パスキーによる認証その他当社が定める認証方式のうち、当社が求める認証方式により、本サービスを利用しようとするお客さまの本人確認をした場合
 - ロ 第三者が、上記イで定める認証等を不正に使用して行った場合
- (3) 天災地変、政変、経済事情の急変、証券・金融市場の閉鎖、その他非常事態の発生など不可抗力と認められる事由が発生し、各種情報の提供等が遅延し、または不能になったことにより生じた損害

- (4) 第 6 条に基づく郵送等の交付により生じた損害
- (5) 第 8 条に基づく変更により生じた損害
- (6) 第 9 条に基づく停止により生じた損害
- (7) 第 11 条に定める届出を怠ったことにより生じた損害

第 11 条（届出事項の変更）

お客さまは、届出事項に変更がある場合、証券取引約款に準じ、直ちに当社所定の書面にて届出るものとします。

第 12 条（その他約款等の適用）

この約款に定めのない事項については、証券取引約款および当社の他の約款等によるものとします。

第 13 条（合意管轄）

お客さまと当社の間でこの契約に関して訴訟の必要性が生じた場合、当社は当社本社または営業部店の所在地を管轄する裁判所を指定することができるものとします。

第 14 条（約款の変更）

- 1 この約款は、法令の変更、監督官庁の指示ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。
- 2 改定を行う旨および変更後の約款の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時が到来するまでに、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上

2026 年 2 月